# 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 11 | 介護保険に関する事務　基礎項目評価 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

水戸市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

| 特記事項 | |
| --- | --- |

## 評価実施機関名

水戸市長

## 公表日

令和8年11月12日

［令和6年10月　様式2］

# Ⅰ　関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 介護保険に関する事務 |
| ②事務の概要 | 「介護保険法（平成9年法律第123号）」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を介護保険の資格、賦課、収納、給付に関する事務において取り扱う。<br>①被保険者からの届出により資格の得喪・変更などの台帳を整備し資格情報の管理。<br>②介護保険料を算出し賦課決定するために、被保険者の所得情報等の確認。<br>③徴収した介護保険料の収納情報・滞納情報の管理。<br>④被保険者への給付事務を行うための給付情報の管理。<br>⑤申請、届出等は窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領<br><br>〇地域支援事業に関する事務<br>・被保険者の保健医療の向上及び福祉の推進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業として、介護情報基盤を活用した情報連携を実施する。<br>＜介護情報基盤を活用した情報連携に書かう介護保険事務＞<br>・市は、介護情報基盤へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、介護保険関係情報、介護保険認定情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の紐付け及び登録を行う。<br>・介護サービス事業所は、介護保険資格確認等WEBサービス経由で、事業所の利用者に関して市区町村が登録した情報の確認等を行う。<br>・住民は、マイナポータル経由で、本事務に係る自身の介護保険資格情報、介護保険認定審査進捗情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の情報の確認等を行う。 |
| ③システムの名称 | 介護保険システム、介護収納システム、宛名管理システム、共通基盤システム、口座管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能（マイナポータル）、いばらき電子申請・届出システム、介護情報基盤 |

| 2. 特定個人情報ファイル名 |
|---|
| 1.資格管理ファイル、2.保険料賦課・収納管理ファイル、3.認定管理ファイル、4.給付管理ファイル |

| 3. 個人番号の利用 | |
|---|---|
| 法令上の根拠 | 番号法第9条（利用範囲）第1項　別表100の項<br>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）」第50条 |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | | |
|---|---|---|
| ①実施の有無 | [　　実施する　　] | ＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表<br>（情報提供の根拠）<br>2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項<br><br>（情報照会の根拠）<br>131、132の項 | |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|---|---|
| ①部署 | 水戸市役所　福祉部介護保険課 |
| ②所属長の役職名 | 介護保険課長 |

| 6. 他の評価実施機関 |
| --- |
| |

| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| --- | --- |
| 請求先 | 郵便番号　310-8610<br>水戸市中央1丁目4番1号<br>水戸市役所　総務部総務法制課<br>電話番号　029-232-9116 |

| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| --- | --- |
| 連絡先 | 郵便番号　310-8610<br>水戸市中央1丁目4番1号<br>水戸市役所　福祉部介護保険課<br>電話番号　029-232-9177 |

| 9. 規則第9条第2項の適用 | [　　]適用した |
| --- | --- |
| 適用した理由 | |

## Ⅱ　しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
| --- | --- | --- |
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [　1万人以上10万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満（任意実施）<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| | いつ時点の計数か | 令和8年10月1日 時点 |

| 2. 取扱者数 | | |
| --- | --- | --- |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [　500人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1) 500人以上　2) 500人未満 |
| | いつ時点の計数か | 令和8年10月1日 時点 |

| 3. 重大事故 | | |
| --- | --- | --- |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | | [　発生なし　]<br>＜選択肢＞<br>1) 発生あり　2) 発生なし |

## Ⅲ　しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
| --- |
| **基礎項目評価の実施が義務付けられる** |

# Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|---|---|
| | [ 基礎項目評価書 ] | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |

| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
|---|---|---|
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 3. 特定個人情報の使用 | | |
|---|---|---|
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない | | |
|---|---|---|
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない | | |
|---|---|---|
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供) | | |
|---|---|---|
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| | | |
|---|---|---|
| **7. 特定個人情報の保管・消去** | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **8. 人手を介在させる作業** | | **[　　]人手を介在させる作業はない** |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。<br>・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。<br>・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。<br>・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 | |
| **9. 監査** | | |
| 実施の有無 | [　　] 自己点検　　[ ○ ] 内部監査　　[　　] 外部監査 | |
| **10. 従業者に対する教育・啓発** | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [　　十分に行っている　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| **11. 最も優先度が高いと考えられる対策** | | **[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する** |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]<br><br>＜選択肢＞<br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業者に対する教育・啓発 | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、定期的に所属長によるアクセスログの確認及び内部監査を実施している。 | |

## 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和4年6月6日 | 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）<br>（別表第二における情報提供の根拠）<br>別表第二の1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,93,94,95,108の項<br>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）」第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第10条,第19条,第25条,第30条,第32条,第33条,第43条,第44条,第46条,第55条<br><br>（別表第二における情報照会の根拠）<br>別表第二の93,94の項<br>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第46条，第47条 | 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）<br>（別表第二における情報提供の根拠）<br>別表第二の1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,108,117の項<br>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）」第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第10条,第19条,第22条の2,第24条の2,第25条,第30条,第31条の2の2,第32条,第33条,第43条,第44条,第44条の4,第47条,第55条,第59条の2の3<br><br>（別表第二における情報照会の根拠）<br>別表第二の93,94の項<br>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第46条，第47条 | 事後 | |
| 令和4年6月6日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>1.対象人数 | いつ時点の計数か　令和2年5月1日時点 | いつ時点の計数か　令和4年5月1日時点 | 事後 | 記載要領の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。 |
| 令和4年6月6日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>2.取扱者数 | いつ時点の計数か　令和2年5月1日時点 | いつ時点の計数か　令和4年5月1日時点 | 事後 | 記載要領の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和7年3月25日 | Ⅰ　関連情報<br>1.特定個人情報を取り扱う事務<br>②事務の概要 | 「介護保険法（平成9年法律第123号）」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」（以下「番号法」という。）の規定に従い，特定個人情報を介護保険の資格，賦課，収納，給付に関する事務において取り扱う。<br>①被保険者からの届出により資格の得喪・変更などの台帳を整備し資格情報の管理。<br>②介護保険料を算出し賦課決定するために，被保険者の所得情報等の確認。<br>③徴収した介護保険料の収納情報・滞納情報の管理。<br>④被保険者への給付事務を行うための給付情報の管理。 | 「介護保険法（平成9年法律第123号）」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」（以下「番号法」という。）の規定に従い，特定個人情報を介護保険の資格，賦課，収納，給付に関する事務において取り扱う。<br>①被保険者からの届出により資格の得喪・変更などの台帳を整備し資格情報の管理。<br>②介護保険料を算出し賦課決定するために，被保険者の所得情報等の確認。<br>③徴収した介護保険料の収納情報・滞納情報の管理。<br>④被保険者への給付事務を行うための給付情報の管理。<br>⑤申請，届出等は窓口，郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領 | 事後 | |
| 令和7年3月25日 | Ⅰ　関連情報<br>1.特定個人情報を取り扱う事務<br>③システムの名称 | 介護保険システム，介護収納システム，宛名管理システム，共通基盤システム，口座管理システム，<br>団体内統合宛名システム，中間サーバー | 介護保険システム，介護収納システム，宛名管理システム，共通基盤システム，口座管理システム，<br>団体内統合宛名システム，中間サーバー，サービス検索・電子申請機能（マイナポータル） | 事後 | |
| 令和7年3月25日 | Ⅰ　関連情報<br>3.個人番号の利用<br>法令上の根拠 | 番号法第9条第1項（利用範囲）別表第一の68の項<br>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令でさだめる事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）」第50条 | 番号法第9条（利用範囲）第1項　別表100の項<br>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）」第50条 | 事後 | 番号法の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和7年3月25日 | Ⅰ　関連情報<br>4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）<br>（別表第二における情報提供の根拠）<br>別表第二の1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,108,117の項<br>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）」第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第10条,第19条,第22条の2,第24条の2,第25条,第30条,第31条の2の2,第32条,第33条,第43条,第44条,第44条の4,第47条,第55条,第59条の2の3<br><br>（別表第二における情報照会の根拠）<br>別表第二の93,94の項<br>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第46条，第47条 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表<br>（情報提供の根拠）<br>2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項<br><br>（情報照会の根拠）<br>131、132の項 | 事後 | 番号法の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。 |
| 令和7年3月25日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>1..対象人数 | いつ時点の計数か　令和4年5月1日時点 | いつ時点の計数か　令和6年4月1日時点 | 事後 | 記載要領の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。 |
| 令和7年3月25日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>2.取扱者数 | いつ時点の計数か　令和4年5月1日時点 | いつ時点の計数か　令和6年4月1日時点 | 事後 | 記載要領の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。 |
| 令和7年3月25日 | Ⅳ　リスク対策<br>8.人手を介入させる作業 | ー | （追加） | 事後 | 評価書様式変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。 |
| 令和7年3月25日 | Ⅳ　リスク対策<br>11.最も優先度が高いと考えられる対策 | ー | （追加） | 事後 | 評価書様式変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。 |
| 令和8年7月28日 | Ⅰ　関連情報<br>1.特定個人情報を取り扱う事務<br>③システムの名称 | 介護保険システム，介護収納システム，宛名管理システム，共通基盤システム，口座管理システム，<br>団体内統合宛名システム，中間サーバー，サービス検索・電子申請機能（マイナポータル） | 介護保険システム，介護収納システム，宛名管理システム，共通基盤システム，口座管理システム，<br>団体内統合宛名システム，中間サーバー，サービス検索・電子申請機能（マイナポータル），いばらき電子申請・届出システム | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和8年7月28日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>1.対象人数 | いつ時点の計数か　令和6年12月1日時点 | いつ時点の計数か　令和8年7月1日時点 | 事後 | 記載要領の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。 |
| 令和8年7月28日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>2.取扱者数 | いつ時点の計数か　令和6年12月1日時点 | いつ時点の計数か　令和8年7月1日時点 | 事後 | 記載要領の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。 |
| 令和8年11月12日 | Ⅰ　関連情報<br>1.特定個人情報を取り扱う事務<br>②事務の概要 | （追加） | ○地域支援事業に関する事務<br>・被保険者の保健医療の向上及び福祉の推進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業として、介護情報基盤を活用した情報連携を実施する。<br>＜介護情報基盤を活用した情報連携に書かう介護保険事務＞<br>・市は、介護情報基盤へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、介護保険関係情報、介護保険認定情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の紐付け及び登録を行う。<br>・介護サービス事業所は、介護保険資格確認等WEBサービス経由で、事業所の利用者に関して市区町村が登録した情報の確認等を行う。<br>・住民は、マイナポータル経由で、本事務に係る自身の介護保険資格情報、介護保険認定審査進捗情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の情報の確認等を行う。 | 事前 | 介護情報基盤利用に伴う変更 |
| 令和8年11月12日 | Ⅰ　関連情報<br>1.特定個人情報を取り扱う事務<br>③システムの名称 | （追加） | 介護情報基盤 | 事前 | 介護情報基盤利用に伴う変更 |
| 令和8年11月12日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>1.対象人数 | いつ時点の計数か　令和8年7月1日時点 | いつ時点の計数か　令和8年10月1日時点 | 事前 | 介護情報基盤利用に伴う変更 |
| 令和8年11月12日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>2.取扱者数 | いつ時点の計数か　令和8年7月1日時点 | いつ時点の計数か　令和8年10月1日時点 | 事前 | 介護情報基盤利用に伴う変更 |